

岐阜市立岐阜小学校「いじめ防止基本方針」

平成26年3月策定
平成30年4月改定
平成31年1月改定
令和元年7月改定
令和2年4月改定
令和3年4月改定
令和4年4月改定
令和5年4月改定
令和6年4月改定
令和7年4月改定

はじめに

ここに定める「岐阜市立岐阜小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）の第13条、令和元年本市中学校3年生生徒に係るいじめ重大事案に対する反省、岐阜市教育委員会いじめ問題対策委員会からの答申で示された再発防止策及び令和2年9月28日に施行された「岐阜市いじめ防止対策推進条例」の改正をふまえた基本方針である。

本校では、児童会を中心に「ぽかぽか言葉」を合言葉にして、あたたかい人間関係を育んでいる。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

（1）定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（2）理解

- ・「いじめ」には多様な態様があり、該当するか否かを判断する際は、本人が否定したとしても、該当児童や周辺の状況等を客観的に確認し、「心身の苦痛を感じているもの」との要件に限定して解釈されることのないように努めることが必要である。
- ・「いじめ」の中には、犯罪行為として警察に相談・通報することが必要な場合もある。教育的な配慮や被害者の意向への配慮を踏まえ、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を図ることが重要である。

(3) いじめの解消

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

(4) 基本認識

学校教育全体を通して、以下の認識を十分理解し、いじめの防止等に当たる。

①「いじめは、絶対に許されない」

- ・いじめた者だけではなく、同調する者、傍観する者も、いじめに加担しているという認識が必要である。

②「いじめは、いつ、どこでも、誰にでも起こり得る」

- ・いじめは、どの学校、どの学級でも、どの子にも起こり得るという認識のもと、常にいじめの克服を図る必要がある。

③「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

- ・いじめが見えていないのは教師だけであり、子どもたちが全て知っているという認識のもと、広く情報を収集する必要がある。

④「いじめは、組織的かつ継続的に対応しなければ解消に向かわない」

- ・いじめは、一度の指導では終わらない。様々な立場から、様々な場面で、該当児童生徒に対し個への指導にとどまらず、学校、学級など集団に対しても、繰り返し指導する必要がある。

(5) いじめ問題に対する学校としての基本的な構え

かけがえのない大切な一人ひとり

～誰も一人ぼっちにさせない～

【子どもたちへの4つの約束】

- ① どの子も全力で応援する。→ 誰も一人ぼっちにさせない

- ② いつでもどんな相談も聞く→どんなことも受け止める
- ③ 仲間に悲しい思いをさせる子は、みんなで指導する。
→いじめはみんなで必ず止める
- ④ 相談されたらその日のうちに問題解決へ向けてみんなで立ち向かう。
→必ず教職員全員で問題解決に立ち上がる

(6) 保護者の責務等

- ・学校は、保護者・地域と協力しながら、いじめ問題について対応することが大切である。しかしながら、保護者は、その保護する児童がいじめを行うことがないように規範意識等の指導を行うように努め、その保護する児童がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する。また、保護者は、学校が講ずるいじめの防止等のための取組に協力するよう努める。

2 いじめの未然防止のための取組 (自己肯定感や自己有用感を高める日常の取組)

(1) 魅力ある学級・学校づくり

- ・全ての児童が自主的に活動し、仲間と力を合わせ助け合って活動する中で、「分かった、できた」という達成感が味わえるよう、教科指導を充実する。
- ・「美しく学ぶ姿」（耳を傾け、相手の心に寄り添い、最後までじっと聞く姿、自分の考えや思いを自分の言葉で自分らしく堂々と話す姿）を全教職員で創り上げ、児童が「対話」を基調とした豊かなコミュニケーションが図れるようにする。
- ・集団の一員としての役割を理解し自覚を高め、自ら考え判断し行動しようとする態度を育てる。
- ・一人一人のよさを認め合う共感的な人間関係を構築し、自己肯定感や自己有用感を育む集団（居場所）づくりを行う。

(2) 安心感を生み出す指導 (仲間関係の構築、規範意識の確立、見守り・見届け体制の整備)

- ・「子どもたちへの4つの約束」をどの職員も順守することを示す。
- ・児童に声をかけることを最優先にした働き方改革で、児童を見守る環境を作る。
- ・「いじめが起きたら・いじめかと思ったら」、いじめ対応フロー、「4つの約束」、「いじめとは」等（児童向け対応掲示）を各教室に掲示・啓発する。
- ・望ましい人間関係を築く取組を行う。
- ・認め・価値付け（学年通信、朝の会・帰りの会の充実）
- ・お互いのよさを認め合える視点を与える指導（教師主導のよいこと見つけ等）
- ・児童の声に耳を傾ける体制づくり（各種アンケートのダブルチェック、ここタ等）

(3) 生命や人権を大切にする指導 (市教育大綱：生命の尊厳への理解に基づく豊かな心の育成)

- ・様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、自然や生き物とのふれあいや、幅広い地域の方々との交流、ボランティア活動等の心を豊かにさせる体験活動を充実する。

- ・教育活動全体を通して、児童一人一人に命を大切にする心、他を思いやる心、自律の心、規範意識等が育つ道徳教育を充実する。また、その重点目標に「親切・思いやり」「生命の尊さ」「伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度」の各項目を取り上げる。
- ・毎月3日の「いじめを見逃さない日」の活動及び指導の工夫。

(4) 「ふるさと学習」を通じた指導

- ・「ふるさと大好き」を合言葉に、「ふるさと学習」を核にして、学校、家庭、地域が連帯感をもち、地域をかけがえのないものとしていつまでも大切にしたいという気持ちを育めるようにする。

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。またそれらの機器を通じた誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発やデジタル・シチズンシップ教育等の指導を充実する。

3 いじめの早期発見・早期対応

(いじめ事案発生時の初動体制についての具体)

(1) いじめがあったときに見逃さず、立ち向かい、乗り越える力の育成

- ・個性を受容し、互いを尊重し、その変化に気付ける関係づくり
- ・人権感覚を磨く全教育活動での取組
- ・傍観者にならないためのSOS発信（意義・方法）

(2) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・STAR等のアンケート調査により、学校・家庭生活の様子や内面の状態、価値観等を把握する。
- ・いじめアンケート・情報提供アンケートの自宅記入、スマート連絡帳での周知
- ・情報のダブルチェックと報連相
- ・児童に声をかけることを最優先にした働き方改革
- ・朝の会や帰りの会・授業中などの観察、ノートや日記等の児童が書いたもの、健康観察やここタン、保健室等での様子などから、早期発見に努める。
- ・にっこり見守り隊、地域の方から、登下校時等の情報を収集する。
- ・各種団体から、地域行事等での情報を収集する。

(3) いじめの疑いのある事案に係る情報の連携体制の徹底

- ・いじめの防止等の対応を行う「学校いじめ防止等対策推進会議」を常設する。
- ・いじめが疑われる事案を把握した場合、速やかに管理職へ報告して情報を共有すると共に、聴取を含めた指導態勢や対応の方針等を確認し、素早い初動で事実確認等を進める。また、教育委員会等関係諸機関への連絡・連携を図る。
(詳しくは、末尾のフロー図で)
- ・いじめ対策監を中心とした機能的な情報伝達と校長陣頭指揮による直接指導を

する。

- ・スタートでの被害者側の辛さや不安に寄り添った対応、加害者側の行為に至った背景を発達的視点と家庭関係的視点などから聴取に徹した対応をする。

(4) 教育相談の充実

- ・全児童を対象とする教育相談を年間に複数回実施する。
- ・問題を抱える児童や要望のある児童・保護者に対して、スクールカウンセラーによる教育相談を年間通じて実施する。
- ・あらゆる機会を捉え、不安や悩みを抱える児童に働きかける予防的相談を行う。

(5) 教職員の研修の充実

- ・「いじめ防止基本方針」の周知徹底を含め、職員研修を年間複数回実施し、基本的なスタンスや組織的対応の徹底（学校組織で判断、情報共有）、具体的なケースへの対応について確認する。
- ・いじめ対策監による研修内容の精査と伝達（ex 昨年度の事案当該保護者の声等）を行う。

(6) 保護者・地域との連携

- ・保護者に対し、心配な事案に関する情報提供やいじめ等が起きた場合の対応（被害・加害共に）を周知すると共に、PTAと連携し、未然防止の風土を醸成したり、早期発見・早期対応できる体制づくりに努めたりする。
- ・事案発生時に関係する児童の保護者へ確実に情報提供を行う（いじめの疑い段階での確実な連絡）
- ・いじめ防止の取組の発信と、小さな気付きの提供等、連携協力体制を確立する。
- ・いじめの解消に向けた保護者との前向きな協力関係づくり（被害者側の安心の確保、加害者側の成長の見届け、いじめの認知）を行う。

(7) 関係機関との連携（チーム学校、被害者・加害者への支援・指導）

- ・日頃から地域（学校運営協議会等）・関係機関（警察、子ども相談センター、ユールぎふ、こどもサポート総合センター、スクールロイヤー、病院等）とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るようにする。
- ・事案が発生したときは、フロー図に従い、直ちに教育委員会等に連絡する。

4 学校いじめ防止等対策推進会議の設置

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

条例：第18条

2 推進会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 学校基本方針の策定、実施及び検証
- (2) いじめに係る相談体制の整備
- (3) いじめの早期発見のための情報の収集、記録及び共有
- (4) いじめの認知
- (5) 被害児童生徒及びその保護者の支援並びに加害児童生徒の指導及びその保護者への助言
- (6) 当該市立学校の教職員を対象とする研修並びに保護者及び地域住民を対象とする啓発活動
- (7) 前各号に掲げるもののほか、当該市立学校の校長が必要と認める事項

学校職員：校長、（副校長）、教頭、主幹教諭、いじめ対策監、（主任いじめ対策監）、生徒指導主事、学年主任、教育相談主任、養護教諭 等
 学校職員以外：保護者代表、学校運営協議会委員、民生児童委員、児童委員、主任児童委員、スクールカウンセラー ほほえみ相談員、S S W（スクールソーシャルワーカー）、スクールロイヤー等

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

「岐阜小学校いじめ防止プログラム」

月	取組内容	備考
4月	・職員研修会の実施（「学校いじめ防止基本方針」（以下「方針」）、前年度の実態と対応等の引継、今年度の方針の伝達） ・入学式等での「方針」の説明 ・学校だより、ホームページ等による「方針」等の発信 ・教師による「よいこと見つけ」（児童への視点の提示） ※S Cによるカウンセリングは4月当初から随時実施 ・I C Tを活用した子どもの健康サポート「ここタン」の活用	「方針」の確認
5月	・PTA総会で「方針」説明 ・学校運営協議会で「方針」説明 ・第1回「学校いじめ防止対策推進会議」の実施（外部含む） ・いじめアンケートの実施（アンケート実施後に即時対応・指導） ・情報提供アンケートの実施（無記名式） ・第1回教育相談の実施（各種アンケートや日常観察の上に） ・児童会主体による「よいこと見つけ」（継続実施） ※校内関係者のみによる校内会議は4月当初から随時実施	いじめを見逃さない日（毎月3日）
6月	・アセスメントシステム（S T A R）の実施 ・校内「いじめ防止等対策推進会議」の実施 ・「いじめ防止強化週間」（6月24日～7月3日）の校内各取組実施（運動・集会等）	（毎月3日）

7月	・「いじめについて考える日」(7月3日) ・いじめ等指導事案の見届け ・関係諸機関等の相談窓口の紹介 ・職員研修(ネットいじめ・教育相談も含めた)	(毎月3日) 第1回 県いじめ調査
8月	・職員会(夏休み前までのいじめ防止の取組の振り返り) ・校内「いじめ防止等対策推進会議」の実施(4～7月の評価)	
9月 10月	・長期休業明けの児童の変容観察と任意の教育相談 (学校だよりでの取組の見直し等公表、ホームページでの取組経過等の報告) ・学校運営協議会での現状報告 ・いじめアンケートの実施(アンケート実施後に即時対応・指導) ・情報提供アンケートの実施(無記名式) ・第2回教育相談の実施	(毎月3日)
11月	・「<u>いじめ防止月間</u>」の校内各取組実施(本校型ハートコンタクト活動等) ・アセスメントシステム(STAR)の実施	(毎月3日)
12月	・「ひびきあいの日」 ・「教職員取組評価(学校評価)アンケート」 ・職員会(冬休み前までのいじめ防止対策の取組振り返り) ・いじめ等指導事案の見届け ・校内「いじめ防止等対策推進会議」の実施(8～12月の評価)	(毎月3日) 第2回 県いじめ調査
1月	・教職員による次年度の取組計画	
2月	・いじめアンケートの実施(アンケート実施後に即時対応・指導) ・情報提供アンケートの実施(無記名式) ・第3回教育相談の実施 ・校内「いじめ防止対策推進会議」の実施(年間の評価) ・第2回「学校いじめ防止等対策推進会議」の実施(外部含む) ・学校運営協議会で、本年度の結果報告	(毎月3日)
3月	・児童会の取組のまとめ ・いじめ等指導事案の見届け (・学校便り等による次年度の取組等の説明)	(毎月3日) 第3回 県(国) いじめ調査

6 いじめ問題発生時の対応

*フロー図を校長室に掲示する

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応(法第23条に基づく)

【組織対応】

- ・「いじめ防止対策推進会議」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、校長の指導のもと、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候や疑いがある場合には、把握した者は速やかに管理職及びいじめ対策監に報告し、学校いじめ防止等対策推進会議を開催し、直ちに校長の指導

のもと、複数の職員と情報共有し、学年会等で組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。いじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ、校内いじめ防止等推進会議を設置し、組織的に情報を収集し、迅速に対応する。校内いじめ防止等推進会議を行う際、出席者と指導の経緯、会の内容等の記録を、その都度確実に残す。

- ・いじめに関する兆候や疑われる事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導に当たる。最終的には必ず校長が児童及び保護者へ指導する。
- ・保護者との連携の下、支援・指導を行う中で、いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為の背景にある意識を振り返り、自己の生き方とつなげ、見つめ直す指導に努める。（背景に迫る！）
- ・いじめを受けた児童に対しては、3カ月は、毎日校長やいじめ対策監は声をかけるなど、保護者と連携しつつ児童を見守り、心のケアまで、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど、十分配慮した継続的な事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。
- ・同様に、いじめた側の児童に対しても、保護者と連携し児童の様子を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど、事後の対応を中・長期的に行う。

[大まかな対応順序]

【別紙フロー図参照】

（２）「重大事態」と判断された時の対応（法第28条・条例第20条に基づいて明示）

- ・いじめにより児童の生命、心身又は財産に多大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

[主な対応]

- 教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- 当該重大事態と同種の事態発生を防止するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- 上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

7 学校評価における留意事項

- ・ いじめを隠蔽せず、いじめの未然防止、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の3点を加味し、適正に学校の取組を評価する。
 - ① いじめの未然防止の取組に関すること
 - ② いじめの早期発見の取組に関すること
 - ③ いじめの再発を防止するための取組に関すること

8 個人情報の取扱い

○個人調査（アンケート等）について

- ・ 保護者から「いじめがあった」等の申立てがあった場合や重大事態の調査に必要なため、アンケートの質問票の原本等の一次資料、またアンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年(卒業後)とする。
（「岐阜県におけるいじめ防止等のための基本的な方針」令和3年4月1日改訂参照）
（「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」令和6年8月改訂参照）

○指導記録について

- ・ 1事案1ファイルを原則として、事案の概要、指導の方向・方法・経緯、児童生徒の意識、保護者の反応の記録を確実に残す。（いじめ事案報告書、指導記録、学校いじめ防止等対策推進会議記録等）

○校種間、学年間での確実な引継ぎ

- ・ 個人カード、ファイル等への記録を随時行い、適切な情報を管理保管し、進学及び進級における学級編成や引継ぎ資料に確実に反映されるよう徹底する。

いじめ事案の指導の流れ

岐阜市立岐阜小学校
令和7年4月改定

いじめの疑いのある情報

教職員の目撃 本人からの訴え 保護者からの訴え
児童生徒等からの情報 アンケート ここタン など

さしすせそ
最悪を想定して
慎重に
素早く
誠意をもって
組織的に対応する

複数の教職員へ
報告・相談

情報をつかんだ教職員

校長 教頭

いじめ対策チームの組織

関係教職員を招集

組織的対応（流れ、役割等）

直ちに報告（報告様式&電話）

学校安全支援課へ報告

情報共有

学級担任

学年主任

生徒指導主事

養護教諭

いじめ対策監

傾聴と共感

被害児童生徒

被害児童生徒保護者

安心

信頼

最優先で対応

- ・複数（2名以上）での聞き取り
- ・事実が特定できるまでは、聴取することに徹する

聞き取りⅠ

情報提供者

周辺の生徒（学級、班、部活等）

情報集約
状況把握

被害者が所属する集団のリーダー

被害生徒

聞き取りⅡ

加害児童生徒

被害児童生徒

辛さや不安に
寄り添う

事実確認
事実の特定
全容把握

すり合わせを
しながら
何度も確認

事実確認

事実関係の概ね一致

家庭連絡Ⅰ

学校安全支援課へ報告 関係機関との連携

意識に迫る指導
（「行為」のみで
終えない）

加害児童生徒への指導

被害児童生徒への支援

当事者同士の
納得感

生き方に
関わる指導

校長 教頭

心に寄り添う
声かけ

思いを伝え合う場の設定

家庭連絡Ⅱ

保護者の困り感
に寄り添う言葉

校長 教頭

学校管理下で起きたこと
について謝罪 含

加害児童生徒保護者へ

被害児童生徒保護者へ

正確な説明
保護者の納得感

学校で概要説明
指導の経緯
今後の指導方針

家庭訪問で概要説明
指導の経緯
今後の指導方針

保護者同士の会の設定（学校立会い 原則）

学校安全支援課へ「収束」報告 関係機関との連携

支援・指導

見届け

組織的・継続的支援

指導・支援記録の整理・保管・共有・引継ぎ

校長、教頭、いじめ対策監、生徒指導主事、学年主任、学級担任による繰り返しの見届け

- ・本人への聞き取り
- ・周りの児童生徒への聞き取り
- ・保護者への情報提供と聞き取り